

京都外国語大学・京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針

令和3年12月6日制定

京都外国語大学・京都外国語短期大学は、建学の精神である「PAX MUNDI PER LINGUAS— 言語を通して世界の平和を—」を確実に実施し続けていくため、全学的な教育指針として、ここに教学マネジメント基本方針を制定します。

1. 教育内容の改善

- (1) 京都外国語大学・京都外国語短期大学のすべてのカリキュラムは、ディプロマ・ポリシーに基づいて策定されたカリキュラム・ポリシーに従って体系的に編成するものとします。カリキュラムの体系的な編成にあたっては、科目の段階（学修の順序）及び学位授与方針に定める修得すべき能力・資質とカリキュラムとの関連性を体系的に示すカリキュラムマップにより明確化します。
- (2) ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーに従って、各授業形態（講義、演習、実習など）が適切に配置されているか、学位授与方針に明記された修得すべき能力に相応しい授業がバランスよく配置されているかを、組織的に不断の点検と改革を行います。その際、カリキュラムマップを活用し、カリキュラム改革と授業内容及び授業方法の改善、学修成果の把握・可視化を進めます。
- (3) 授業内容・授業方法、カリキュラムは、学問分野の進展や社会の要請・ニーズに応じて改編し、学生の学修成果や履修状況を踏まえて不断の改革を行います。

2. 教育方法の改善

- (1) 教育の目的や授業の到達目標に照らして、講義、演習、実習などの授業形態の適切に組み合わせてバランスをはかり、また、それぞれの教育内容に応じた適切な学修指導方法を採用します。
- (2) 学位授与方針に基づくカリキュラム編成方針と各授業の連関を明らかにしたシラバスを作成し、記載項目と記載内容を定期的に点検し、授業内容・授業方法の改善をはかります。
- (3) 学修成果指標や成績評価基準を適切に定め、厳格で適正な成績管理を実施し、公表します。公表にあたっては、GPA や語学検定試験結果など客観的な指標を設定します。

3. 教育の実施体制の確立

- (1) 学生の効果的な学修を推進するために、単位の実質化（授業時間外の学修の確保）を進めます。そのために履修単位の上限定（CAP 制）の継続的な実施や履修指導体制の確立、学生自らが学修成果を振り返る仕組みを構築します。
- (2) 客観的なデータに基づく教育改革を行うために、教学 I R 体制を構築します。
- (3) 学生が自らキャリア形成に取り組むことができるように、大学での学びを社会で実践する教育を充実し、さらにキャリアセンターとの共同体を強化します。

4. 修学支援

学生が日々学業に専念できるよう、学修の相談に応じるとともに、修学の意志がありながら継続する事が困難な学生への支援を行います。具体的には、アドバイザー制度やオフィスアワー制度を活用した個別面談の実施、教務部による履修相談の実施、外国語自律学習支援室 NINJA による学習支援の実施、各種奨学金制度の整備、留年者及び休・退学者の状況把握と分析、学生がグローバルな社会に適應できるよう国際交流や留学制度の充実等の支援を行います。

5. 生活支援

学生が安心して豊かな学生生活を送れるよう、人権侵害等の防止、学生生活上の相談、障がいのある学生の支援、心身の健康維持等を目的とした支援及び課外活動の充実を目的とした支援を行います。具体的には、学生相談室・障がい学生支援室の充実、ハラスメント関係の相談窓口の設置、人権に関する啓蒙活動の実施、薬物乱用防止に関する啓蒙活動の実施、課外活動を含む学生自治活動を担う学生会への支援を行います。

6. 進路支援

卒業後の長い人生を豊かなものにするために、学生が主体的・自立的に進路を選択し満足できる就職を実現できるよう、支援を行います。具体的には、学生が自己の能力と人間性を磨き求められる分野で活躍できるよう、初年次から始まる各種のガイダンス、業界セミナー、学内合同企業説明会、国内外のインターンシップ・フィールドワーク、就職スキル関係の対策講座等を実施します。さらに、個人相談によって学生一人ひとりに対してきめ細やかな支援を行います。

7. 教職員の資質・能力の向上

- (1) 大学教職員の大学運営・管理に関わる専門的能力・資質向上のための S D 研修と大学教員の教育研究活動に関わる資質能力の向上のための F D 研修を計画的かつ組織的に実施します。
- (2) S D ・ F D は、教育改革フォーラム、各種研修会、各種講演会にとどまらず、協働的な相互研修やワークショップ等を通じて行い、教育共同体の形成を実現できるようにします。

8. 教学マネジメント推進体制

- (1) 教育内容の改革、教育方法の改善、教育実施体制の確立、教職員の資質・能力向上について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質的改善・向上を図るための体制を整備し、PDCAサイクルのシステムを構築します。
- (2) SDの研究・開発・実施に関しては、SD委員会における検討を経て、全学的な実施をはかります。
- (3) FDの研究・開発・実施に関しては、FD委員会における検討を経て、全学的な実施をはかります。
- (4) 教学マネジメントおよび教育改革の進捗状況については、点検・評価委員会に報告し、継続的に点検・改善を行います。

9. 情報公開

教育研究上の基礎的な情報及び修学上の情報等について、原則として、以下のような情報を公表するものとする。

- ① 教育研究上の目的
- ② 学位プログラムにおける卒業認定・学位授与に関する方針、教育課程に関する方針、入学者受け入れに関する方針
- ③ 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
- ④ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準
- ⑤ 教育研究上の基本組織
- ⑥ 教員数
- ⑦ 教員組織、各教員が有する学位及び業績
- ⑧ 入学・在学・卒業（修了）者数及び就職等
- ⑨ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画
- ⑩ 授業及び学生生活に関する学生アンケートの結果
- ⑪ 大学等における修学の支援に関する取組
- ⑫ 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ⑬ 国際交流・社会貢献等に関する取組及び実績
- ⑭ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- ⑮ 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用
- ⑯ 各種入学試験の結果
- ⑰ 財務情報

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月1日改正)